

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年5月8日提出
【計算期間】	第12計算期間 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
【ファンド名】	D I R日本株総合インデックス・ファンド ＜愛称：D S I＞
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	長谷川 英男
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】	03-5695-2111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、株式会社大和総研（D I R）が算出・公表するわが国の株式市場全体の値動きを表わす「D S I－2 日本株総合インデックス」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	その他の指数（D S I－2 日本株総合インデックス）

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他の指数」…日経225、T O P I Xにあてはまらないすべてのもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

わが国の株式に投資し、わが国の株式市場全体の値動きを表わす「DSI-2 日本株総合インデックス」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

「DSI-2 日本株総合インデックス」^(注) について



大和日本株インデックス（DSI）は、浮動株考慮の流通時価総額ベースで算出されるDSI-1および上場時価総額ベースで算出されるDSI-2の総称で、当ファンドが連動する投資成果をめざすのは、上場時価総額ベースで算出されるDSI-2の「日本株総合インデックス」です。

開 発 主 体：大和証券株式会社および株式会社大和総研（DIR）が共同開発。

対象ユニバース：東京証券取引所市場第一部・第二部、大阪証券取引所市場第一部・第二部、名古屋証券取引所市場第一部・第二部、東証マザーズ、JASDAQ、セントレックスに上場されている全銘柄（ただし、日本銀行および外国株を除く普通株）。

起 点（基準日）：1979年12月末（1983年12月末＝100）。

算 出 方 法：配当込みの時価総額加重型のインデックス。株価は対象銘柄の終値。

対象銘柄の異動：新規公開銘柄の追加は年2回（6月末と12月末）、上場廃止は発生日。

・上場時価総額は、上場時価総額＝（発行済株式総数－優先株・後配株・政府保有分）× 株価による。

（注）「DSI-2 日本株総合インデックス」の名称および内容は、変更となる場合があります。また、「DSI-2 日本株総合インデックス」の改廃に伴い、上記の運用内容が変更となる場合があります。「DSI-2 日本株総合インデックス」は、株式会社大和総研（DIR）が算出・公表しています。

・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式および株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、インデックスが改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2

毎年2月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

<分配方針>

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、配当等収益等を中心に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 12年 7月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

平成 22年 7月 9日

信託期間終了日を平成25年2月15日に変更（当初は平成23年2月15日）

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金(※3)	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	わが国の公開されている株式 など	

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（平成24年2月末日現在）>

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

わが国の公開されている株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 株式会社大和総研（D I R）が算出・公表するわが国の株式市場全体の値動きを表わす「D S I－2 日本株総合インデックス」の動きに連動する投資成果をめざします。
- ロ. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式および株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、インデックスが改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

- ① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証券
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受

権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

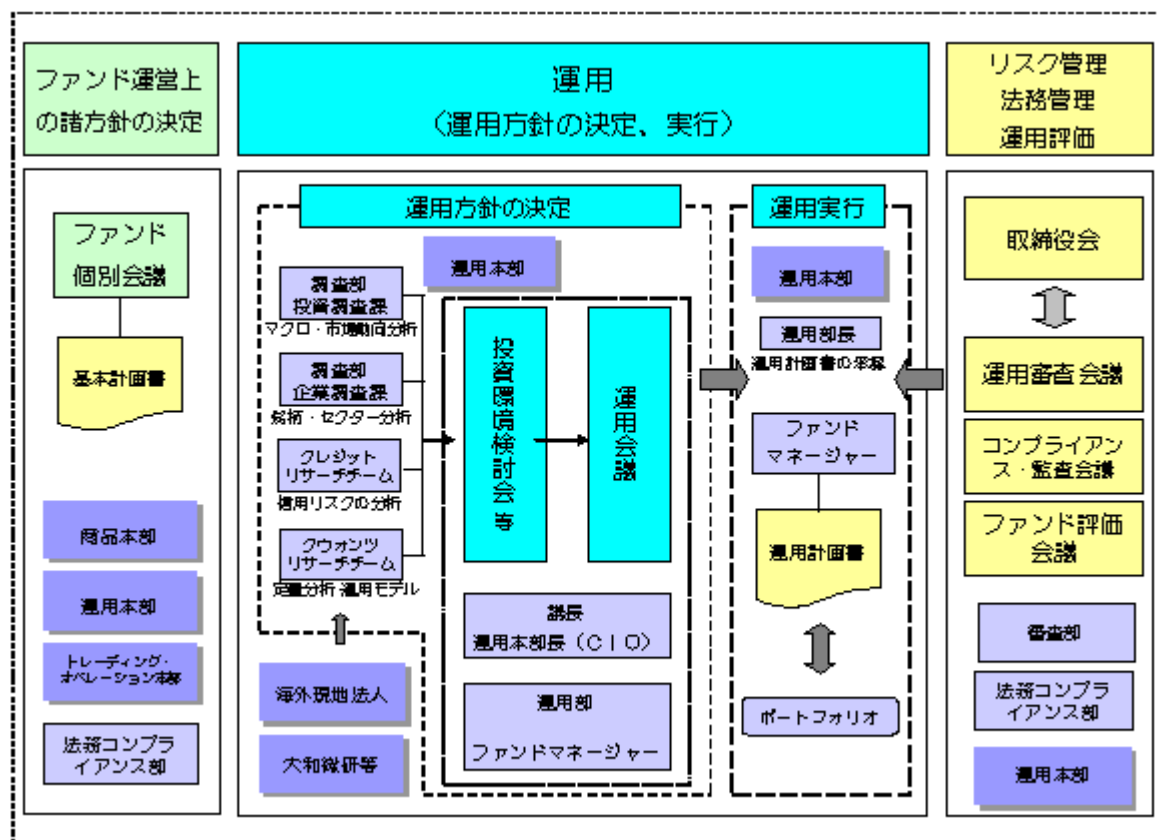
- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- ③ 前①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運

用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②の1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（C I O）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成24年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 投資信託証券（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 金利先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑬ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因

となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

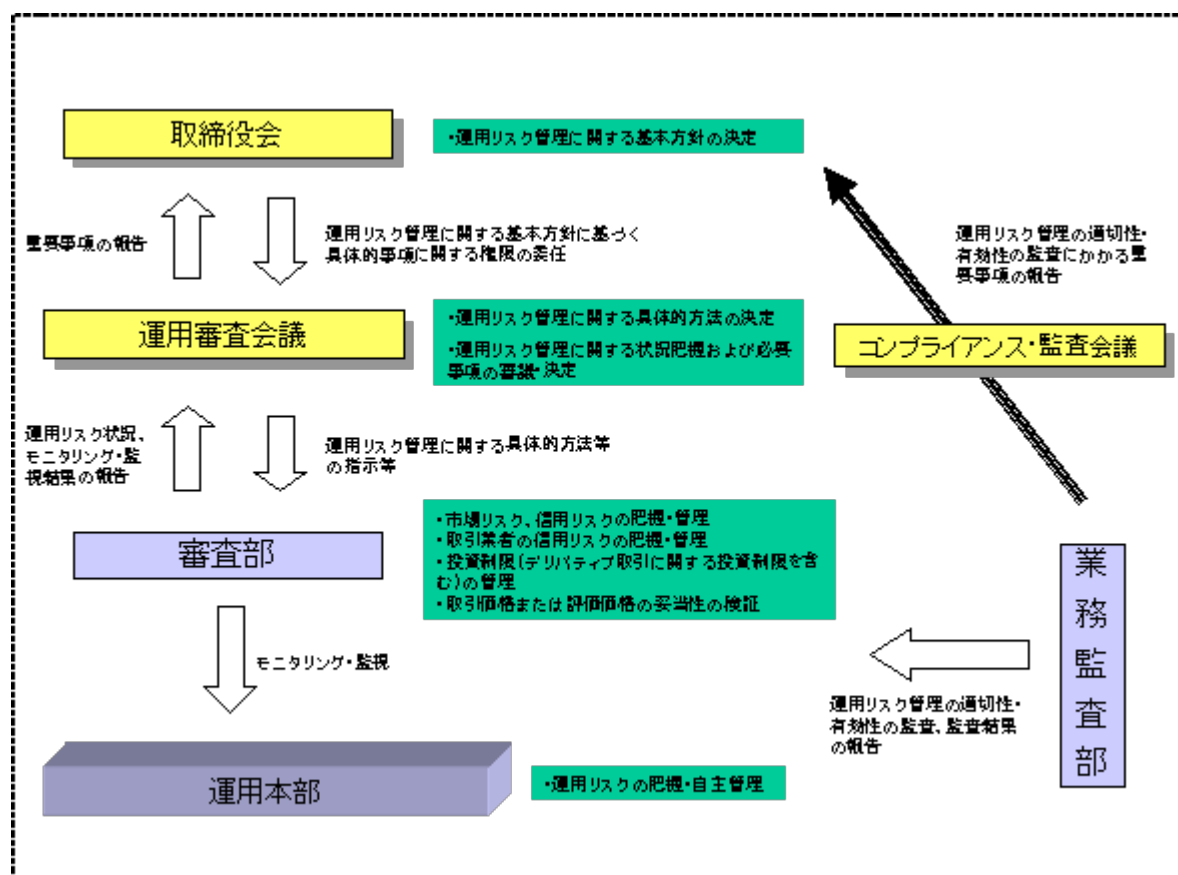
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.3125%（税抜1.25%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.651%（税抜0.62%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.2415% （税抜0.23%）	年率0.336% （税抜0.32%）	年率0.0735% （税抜0.07%）

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ. の表と同じです。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、益金不算入制度（当ファンドの場合、対象金額は二分の一となります。）および税額控除制度が適用されます。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

<注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、平成24年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		1,137,781,910	91.66
	内 日本	1,137,781,910	91.66
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		103,527,125	8.34
純資産総額		1,241,309,035	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		66,680,000	5.37
	内 日本	66,680,000	5.37

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成24年2月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、 口数 または 額 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	13,100	3,265.00 42,771,500	3,355.00 43,950,500	3.54
2	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	164	136,900.00 22,451,600	138,800.00 22,763,200	1.83
3	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	51,500	408.00 21,012,000	420.00 21,630,000	1.74
4	本田技研	日本	株式	輸送用機器	6,700	2,888.00 19,349,600	3,095.00 20,736,500	1.67
5	キャノン	日本	株式	電気機器	4,900	3,530.00 17,297,000	3,680.00 18,032,000	1.45
6	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	104,500	129.00 13,480,500	136.00 14,212,000	1.14
7	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	5,100	2,703.00 13,785,300	2,757.00 14,060,700	1.13
8	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	16,800	787.00 13,221,600	832.00 13,977,600	1.13

9	ファナック	日本	株式	電気機器	900	14,020.00 12,618,000	14,730.00 13,257,000	1.07
10	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	3,400	3,810.00 12,954,000	3,835.00 13,039,000	1.05
11	三菱商事	日本	株式	卸売業	6,100	1,833.00 11,181,300	1,991.00 12,145,100	0.98
12	武田薬品	日本	株式	医薬品	2,900	3,435.00 9,961,500	3,670.00 10,643,000	0.86
13	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	4,100	2,388.00 9,790,800	2,421.00 9,926,100	0.80
14	三井物産	日本	株式	卸売業	6,700	1,341.00 8,984,700	1,399.00 9,373,300	0.76
15	小松製作所	日本	株式	機械	3,700	2,238.00 8,280,600	2,422.00 8,961,400	0.72
16	デンソー	日本	株式	輸送用機器	3,300	2,540.00 8,382,000	2,687.00 8,867,100	0.71
17	KDDI	日本	株式	情報・通信業	17	496,000.00 8,432,000	516,000.00 8,772,000	0.71
18	国際石油開発帝石	日本	株式	鉱業	14	522,000.00 7,308,000	577,000.00 8,078,000	0.65
19	日立	日本	株式	電気機器	17,000	438.00 7,446,000	473.00 8,041,000	0.65
20	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	1,500	5,060.00 7,590,000	5,210.00 7,815,000	0.63
21	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	18	418,500.00 7,533,000	432,000.00 7,776,000	0.63
22	三菱地所	日本	株式	不動産業	5,000	1,371.00 6,855,000	1,470.00 7,350,000	0.59
23	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	3,200	2,196.00 7,027,200	2,246.00 7,187,200	0.58
24	信越化学	日本	株式	化学	1,600	4,155.00 6,648,000	4,355.00 6,968,000	0.56
25	パナソニック	日本	株式	電気機器	8,900	664.00 5,909,600	759.00 6,755,100	0.54
26	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	400	16,120.00 6,448,000	16,830.00 6,732,000	0.54
27	東京海上HD	日本	株式	保険業	2,900	2,157.00 6,255,300	2,245.00 6,510,500	0.52
28	ソニー	日本	株式	電気機器	3,700	1,575.00 5,827,500	1,737.00 6,426,900	0.52
29	任天堂	日本	株式	その他製品	500	11,230.00 5,615,000	12,000.00 6,000,000	0.48
30	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	3,000	1,776.00 5,328,000	1,956.00 5,868,000	0.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	91.66%

合計	91.66%
----	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.15%
鉱業	0.74%
建設業	2.29%
食料品	2.83%
繊維製品	0.90%
パルプ・紙	0.33%
化学	5.52%
医薬品	3.96%
石油・石炭製品	0.82%
ゴム製品	0.72%
ガラス・土石製品	0.97%
鉄鋼	1.83%
非鉄金属	0.99%
金属製品	0.68%
機械	4.46%
電気機器	11.19%
輸送用機器	10.31%
精密機器	1.20%
その他製品	1.46%
電気・ガス業	2.52%
陸運業	3.08%
海運業	0.32%
空運業	0.22%
倉庫・運輸関連業	0.27%
情報・通信業	7.74%
卸売業	5.25%
小売業	4.89%
銀行業	7.52%
証券、商品先物取引業	0.97%
保険業	1.81%
その他金融業	0.93%
不動産業	2.24%
サービス業	2.53%
合計	91.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
----	----	-----	-----------	----	----	----	----------

株価指数先物取引	日本	TOPIX先物 2012年3月	買建	8	64,200,000	66,680,000	5.37%
----------	----	-----------------	----	---	------------	------------	-------

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第3計算期間末 (平成15年2月17日)	17,131,257,408	17,160,240,408	0.5911	0.5921
第4計算期間末 (平成16年2月16日)	9,799,815,269	9,880,905,269	0.7251	0.7311
第5計算期間末 (平成17年2月15日)	6,852,886,632	6,911,735,632	0.8151	0.8221
第6計算期間末 (平成18年2月15日)	6,790,593,148	6,832,180,148	1.1430	1.1500
第7計算期間末 (平成19年2月15日)	6,536,137,202	6,589,947,202	1.2147	1.2247
第8計算期間末 (平成20年2月15日)	4,192,582,152	4,224,866,152	0.9091	0.9161
第9計算期間末 (平成21年2月16日)	2,626,488,012	2,670,615,012	0.5357	0.5447
第10計算期間末 (平成22年2月15日)	1,670,533,206	1,694,923,206	0.6164	0.6254
第11計算期間末 (平成23年2月15日)	1,671,032,055	1,695,832,055	0.6738	0.6838
平成23年2月末日	1,651,510,379	—	0.6659	—
3月末日	1,473,162,940	—	0.6177	—
4月末日	1,448,458,448	—	0.6073	—
5月末日	1,429,694,628	—	0.5995	—
6月末日	1,449,860,723	—	0.6079	—
7月末日	1,248,765,437	—	0.6018	—
8月末日	1,151,277,425	—	0.5548	—
9月末日	1,151,592,496	—	0.5550	—
10月末日	1,151,741,520	—	0.5551	—
11月末日	1,102,151,055	—	0.5312	—
12月末日	1,106,487,766	—	0.5332	—
平成24年1月末日	1,143,258,646	—	0.5510	—
第12計算期間末 (平成24年2月15日)	1,193,916,247	1,210,516,247	0.5754	0.5834
2月末日	1,241,309,035	—	0.5982	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第3計算期間	0.0010
第4計算期間	0.0060
第5計算期間	0.0070
第6計算期間	0.0070
第7計算期間	0.0100
第8計算期間	0.0070
第9計算期間	0.0090
第10計算期間	0.0090
第11計算期間	0.0100
第12計算期間	0.0080

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第3計算期間	△12.0
第4計算期間	23.7
第5計算期間	13.4
第6計算期間	41.1
第7計算期間	7.1
第8計算期間	△24.6
第9計算期間	△40.1
第10計算期間	16.7
第11計算期間	10.9
第12計算期間	△13.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第3計算期間	7,615,000,000	7,084,000,000
第4計算期間	1,529,000,000	16,997,000,000
第5計算期間	840,000,000	5,948,000,000
第6計算期間	1,886,000,000	4,352,000,000
第7計算期間	485,000,000	1,045,000,000
第8計算期間	886,000,000	1,655,000,000
第9計算期間	350,000,000	59,000,000
第10計算期間	403,000,000	2,596,000,000
第11計算期間	0	230,000,000
第12計算期間	20,000,000	425,000,000

[次へ](#)

(参考情報)

2012年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,982円
純資産総額	12億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1ヵ月間	10.1%
3ヵ月間	14.2%
6ヵ月間	9.3%
1年間	-8.9%
3年間	18.3%
5年間	-46.6%
設定来	-33.8%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 80円

設定来分配金合計額: 750円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	01年2月	02年2月	03年2月	04年2月	05年2月	06年2月	07年2月	08年2月	09年2月	10年2月	11年2月	12年2月
分配金	0円	10円	10円	60円	70円	70円	100円	70円	90円	90円	100円	80円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

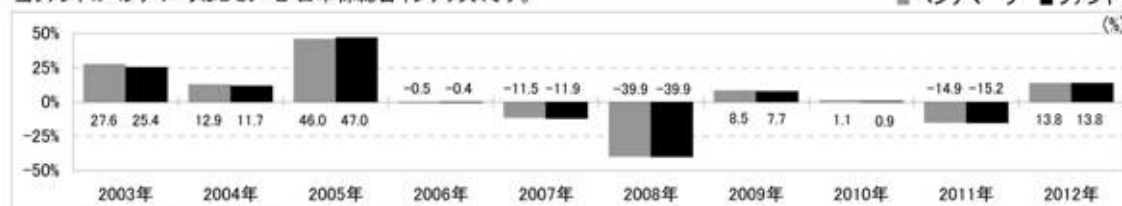
資産別構成			株式東証33業種別構成			組入上位10銘柄		
銘柄数	比率		銘柄数	比率		銘柄名	比率	
国内株式	944	91.7%	電気機器	11.2%		TOPIX先物 2403月	-	5.4%
国内株式先物	1	5.4%	輸送用機器	10.3%		トヨタ自動車	輸送用機器	3.5%
不動産投資信託等	-	-	情報・通信業	7.7%		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	1.8%
コール・ローン、その他	-	8.3%	銀行業	7.5%		三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	1.7%
合計	945	-	化学	5.5%		本田技研	輸送用機器	1.7%
株式 市場・上場別構成	比率		卸売業	5.3%		キヤノン	電気機器	1.5%
一部(東証・大証・名証)	88.0%		小売業	4.9%		みずほフィナンシャルG	銀行業	1.1%
二部(東証・大証・名証)	1.1%		機械	4.5%		三井住友フィナンシャルG	銀行業	1.1%
新興市場他	2.6%		医薬品	4.0%		日産自動車	輸送用機器	1.1%
その他	-		その他	30.8%		ファナック	電気機器	1.1%
合計	91.7%		合計	91.7%		合計	20.1%	

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはDSI-2 日本株総合インデックスです。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2012年は2月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1,000万口以上100万口単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

イ. 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、100万口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ. 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、100万口単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることで知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控

除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成12年7月28日から平成25年2月15日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎年2月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（5）【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載し

た書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替期間等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成22年2月16日から平成23年2月15日まで）及び第12期計算期間（平成23年2月16日から平成24年2月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

DIR日本株総合インデックス・ファンド

D I R日本株総合インデックス・ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 平成23年2月15日現在	第12期 平成24年2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	148,348,935	113,627,958
株式	※ 3 1,548,056,405	※ 3 1,094,642,715
派生商品評価勘定	9,366,219	7,895,164
未収入金	2,344,435	1,279,134
未収配当金	1,412,910	1,148,320
差入委託証拠金	2,925,000	2,730,000
流動資産合計	1,712,453,904	1,221,323,291
資産合計	1,712,453,904	1,221,323,291
負債の部		
流動負債		
前受金	11,535,000	7,084,000
未払収益分配金	24,800,000	16,600,000
未払受託者報酬	569,685	416,956
未払委託者報酬	4,476,344	3,276,395
その他未払費用	40,820	29,693
流動負債合計	41,421,849	27,407,044
負債合計	41,421,849	27,407,044
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 2,480,000,000	※ 1 2,075,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △808,967,945	※ 2 △881,083,753
（分配準備積立金）	576,647,526	479,401,008
元本等合計	1,671,032,055	1,193,916,247
純資産合計	1,671,032,055	1,193,916,247
負債純資産合計	1,712,453,904	1,221,323,291

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	第12期 自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
営業収益		
受取配当金	29,911,525	27,425,068
受取利息	120,690	99,750
有価証券売買等損益	129,422,135	△212,900,993
派生商品取引等損益	12,992,595	△17,152,754
その他収益	366,722	28,327
営業収益合計	172,813,667	△202,500,602
営業費用		
受託者報酬	1,200,582	937,128
委託者報酬	9,433,669	7,363,814
その他費用	85,567	66,764
営業費用合計	10,719,818	8,367,706
営業利益又は営業損失（△）	162,093,849	△210,868,308
経常利益又は経常損失（△）	162,093,849	△210,868,308
当期純利益又は当期純損失（△）	162,093,849	△210,868,308
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,985,929	△24,508,635
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,039,466,794	△808,967,945
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,219,071	138,819,865
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	88,219,071	138,819,865
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7,976,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	7,976,000
分配金	※1 24,800,000	※1 16,600,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△808,967,945	△881,083,753

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第11期 自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	第12期 自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第11期 平成23年2月15日現在	第12期 平成24年2月15日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,710,000,000円 —円 230,000,000円	2,480,000,000円 20,000,000円 425,000,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,480,000,000口	2,075,000,000口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は808,967,945円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は881,083,753円であります。
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 12,336,000円	—————

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第11期 自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	第12期 自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

※1 分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,676,805円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（305,065,904円）及び分配準備積立金（573,770,721円）より分配対象額は906,513,430円（1万口当たり3,655.30円）であり、うち24,800,000円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,567,907円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（259,293,273円）及び分配準備積立金（478,433,101円）より分配対象額は755,294,281円（1万口当たり3,639.97円）であり、うち16,600,000円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第11期 自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	第12期 自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第11期 平成23年2月15日現在	第12期 平成24年2月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(追加情報)

第11期 自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	第12期 自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
第11期計算期間（平成22年2月16日から平成23年2月15日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第11期 平成23年2月15日現在	第12期 平成24年2月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	129,318,213	△179,008,065
合計	129,318,213	△179,008,065

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	第11期 平成23年2月15日 現在				第12期 平成24年2月15日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	105,972,000	—	115,380,000	9,408,000	88,368,000	—	96,300,000	7,932,000
合計	105,972,000	—	115,380,000	9,408,000	88,368,000	—	96,300,000	7,932,000

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近
い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日	第12期 自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一 般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第11期 平成23年2月15日現在	第12期 平成24年2月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6738円 (6,738円)	0.5754円 (5,754円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘 柄	株 式 数	評価額 (円)		備考
		単 価	金 額	
日本水産	1,600	282	451,200	
マルハニチロホールディングス	3,000	142	426,000	
カネコ種苗	900	710	639,000	
ホクト	200	1,667	333,400	
国際石油開発帝石	14	522,000	7,308,000	
石油資源開発	200	3,550	710,000	
共立マテリアル	1,000	321	321,000	
東急建設	1,250	220	275,000	
コムシスホールディングス	700	875	612,500	
東建コーポレーション	130	2,869	372,970	

大成建設	4,000	211	844,000
大 林 組	3,000	350	1,050,000
清水建設	3,000	331	993,000
長谷工コーポレーション	7,500	59	442,500
鹿島建設	4,000	253	1,012,000
不動テトラ	1,900	166	315,400
西松建設	3,000	189	567,000
大豊建設	3,000	120	360,000
前田建設	1,000	328	328,000
奥 村 組	1,000	328	328,000
浅沼組	2,000	79	158,000
戸田建設	1,000	291	291,000
熊 谷 組	2,000	90	180,000
青木あすなろ建設	500	443	221,500
大東建託	300	6,950	2,085,000
前田道路	1,000	930	930,000
東亜建設	2,000	169	338,000
五洋建設	2,500	267	667,500
大成温調	2,000	317	634,000
住友林業	800	701	560,800
日本基礎技術	1,000	315	315,000
パナホーム	1,000	541	541,000
大和ハウス	2,000	991	1,982,000
ライト工業	1,300	513	666,900
積水ハウス	3,000	732	2,196,000
T T K	1,000	391	391,000
シーキューブ	2,100	296	621,600
中電工	400	852	340,800
関 電 工	1,000	420	420,000
きんでん	1,000	631	631,000
協和エクシオ	600	720	432,000
サンテック	1,000	281	281,000
日 揮	1,000	2,120	2,120,000
高砂熱学	400	623	249,200
N E C ネットスアイ	300	1,120	336,000
明星工業	1,000	246	246,000
東芝プラントシステム	1,000	906	906,000
日本製粉	1,000	356	356,000
日清製粉G本社	1,000	941	941,000
協同飼料	3,000	98	294,000
ミクシィ	1	218,100	218,100
アコーディア・ゴルフ	6	61,800	370,800
パソナグループ	2	72,700	145,400
森永製菓	1,000	188	188,000
江崎グリコ	1,000	895	895,000
名糖産業	200	1,000	200,000
山崎製パン	1,000	1,058	1,058,000
コモ	500	1,528	764,000
森永乳業	1,000	296	296,000
ヤクルト	600	2,375	1,425,000
明治ホールディングス	300	3,350	1,005,000
日本ハム	1,000	988	988,000
伊藤ハム	1,000	311	311,000
シミックホールディングス	300	1,145	343,500
S J I	12	11,280	135,360

NECフィールドینگ	300	999	299,700
新日鉄ソリューションズ	300	1,590	477,000
総合警備保障	600	926	555,600
カカクコム	400	2,209	883,600
アイロムホールディングス	55	2,817	154,935
SBSホールディングス	400	662	264,800
新日本科学	800	257	205,600
メッセージ	2	256,000	512,000
エムスリー	3	325,500	976,500
ディー・エヌ・エー	600	2,651	1,590,600
博報堂DYHLDGS	160	4,705	752,800
ぐるなび	200	1,022	204,400
サッポロホールディングス	2,000	302	604,000
アサヒグループホールディン	1,800	1,776	3,196,800
キリンHD	3,000	953	2,859,000
宝ホールディングス	1,000	499	499,000
コカ・コーラウエスト	500	1,345	672,500
伊 藤 園	300	1,322	396,600
ジャパンフーズ	300	823	246,900
日清オイリオグループ	1,000	329	329,000
不二製油	400	1,089	435,600
J-オイルミルズ	1,000	230	230,000
ローソン	400	4,780	1,912,000
イオン九州	300	1,439	431,700
カワチ薬品	200	1,643	328,600
三井情報	18	14,330	257,940
エービーシー・マート	300	2,843	852,900
高千穂交易	100	895	89,500
アスクル	200	1,217	243,400
ゲオホールディングス	2	89,500	179,000
ポイント	120	3,140	376,800
日本マクドナルドHLDG	800	2,104	1,683,200
スターバックスコーヒーJ	17	49,850	847,450
エディオン	600	571	342,600
サーラコーポレーション	500	500	250,000
ウイン・インターナショナル	600	621	372,600
石光商事	1,700	344	584,800
東京エレクトロニクス	1	143,300	143,300
フィールズ	3	123,000	369,000
双日	5,000	141	705,000
コメ兵	1,000	530	530,000
セリア	1	395,500	395,500
アルフレッサホールディングス	200	3,460	692,000
ナフコ	300	1,328	398,400
大黒天物産	200	2,224	444,800
ハニーズ	340	1,339	455,260
キッコーマン	1,000	868	868,000
味の素	3,000	928	2,784,000
キューピー	300	1,137	341,100
ハウス食品	300	1,405	421,500
カゴメ	400	1,590	636,000
アリアケジャパン	300	1,605	481,500
エバラ食品工業	1,000	1,500	1,500,000
ニチレイ	1,000	381	381,000
日本食品化工	1,000	323	323,000

日清食品HD	300	2,953	885,900
日本たばこ産業	18	418,500	7,533,000
片倉工業	200	730	146,000
グ ン ゼ	1,000	243	243,000
昭 栄	200	378	75,600
アルペン	200	1,461	292,200
ビックカメラ	9	45,250	407,250
DCMホールディングス	700	598	418,600
J. フロント リテイリング	3,000	378	1,134,000
ドトール・日レスHD	300	1,082	324,600
マツモトキヨシHLDGS	300	1,650	495,000
三越伊勢丹HD	1,700	874	1,485,800
東洋紡績	4,000	113	452,000
ユニチカ	3,000	49	147,000
日清紡ホールディングス	1,000	702	702,000
日東紡績	2,000	268	536,000
トヨタ紡織	800	922	737,600
日本毛織	1,000	581	581,000
野村不動産HLDGS	800	1,311	1,048,800
ブックオフコーポレーション	400	726	290,400
クロスプラス	300	753	225,900
JFE商事HLDGS	2,000	363	726,000
サークルKサンクス	400	1,329	531,600
セブン&アイ・HLDGS	3,200	2,196	7,027,200
ツルハホールディングス	200	4,065	813,000
帝 人	4,000	253	1,012,000
東 レ	6,000	573	3,438,000
ク ラ レ	1,500	1,101	1,651,500
旭 化 成	5,000	488	2,440,000
三協・立山HLDGS	3,000	141	423,000
SUMCO	1,000	730	730,000
セーレン	500	473	236,500
ソトー	500	755	377,500
小松精練	1,000	388	388,000
ワコールホールディングス	1,000	1,016	1,016,000
ホギメディカル	100	3,305	330,500
レナウン	1,200	154	184,800
TSIホールディングス	800	462	369,600
ITホールディングス	500	934	467,000
グリー	1,000	2,581	2,581,000
コーエーテクモHD	300	652	195,600
ドワンゴ	2	134,200	268,400
日本ベリサイン	13	27,120	352,560
ティーガイア	3	142,800	428,400
ソネットエンタテインメント	1	317,500	317,500
王子製紙	4,000	395	1,580,000
三菱製紙	2,000	83	166,000
北越紀州製紙	1,000	514	514,000
大王製紙	1,000	516	516,000
日本製紙G本社	400	1,803	721,200
レンゴー	1,000	543	543,000
昭和電工	6,000	164	984,000
住友化学	6,000	321	1,926,000
日本化成	2,000	141	282,000
日産化学	800	782	625,600

クレハ	1,000	420	420,000
石原産業	4,000	89	356,000
日本曹達	1,000	366	366,000
東ソー	3,000	232	696,000
トクヤマ	2,000	288	576,000
セントラル硝子	1,000	367	367,000
東亜合成	1,000	347	347,000
電気化学	2,000	320	640,000
イビデン	600	1,838	1,102,800
信越化学	1,600	4,155	6,648,000
エア・ウォーター	1,000	1,033	1,033,000
大陽日酸	1,000	518	518,000
ステラ ケミファ	100	2,254	225,400
日本触媒	1,000	974	974,000
大日精化	1,000	365	365,000
カネカ	1,000	445	445,000
協和発酵キリン	2,000	914	1,828,000
三菱瓦斯化学	2,000	486	972,000
三井化学	4,000	263	1,052,000
J S R	1,000	1,627	1,627,000
東京応化工業	200	1,824	364,800
三菱ケミカルH L D G S	6,000	461	2,766,000
ダイセル	1,000	514	514,000
住友ベークライト	1,000	474	474,000
積水化学	2,000	664	1,328,000
日本ゼオン	1,000	696	696,000
アイカ工業	400	1,129	451,600
宇部興産	4,000	239	956,000
日立化成	800	1,481	1,184,800
ニチバン	1,000	262	262,000
日本化薬	1,000	743	743,000
D. A. コンソーシアム	10	24,700	247,000
フェイス	22	9,370	206,140
野村総合研究所	800	1,836	1,468,800
電通	1,100	2,430	2,673,000
A D E K A	700	777	543,900
日油	1,000	401	401,000
新日本理化	2,800	920	2,576,000
花 王	1,800	2,041	3,673,800
三洋化成	1,000	541	541,000
武田薬品	2,900	3,435	9,961,500
アステラス製薬	1,700	3,235	5,499,500
大日本住友製薬	1,700	847	1,439,900
塩野義製薬	1,400	1,054	1,475,600
田辺三菱製薬	2,200	1,067	2,347,400
中外製薬	2,100	1,252	2,629,200
科研製薬	1,000	1,015	1,015,000
エーザイ	1,100	3,160	3,476,000
ロート製薬	1,000	942	942,000
小野薬品	400	4,400	1,760,000
久光製薬	300	3,545	1,063,500
持田製薬	1,000	924	924,000
参天製薬	300	3,180	954,000
ツムラ	300	2,316	694,800
日医工	200	1,774	354,800

テ ル モ	800	3,695	2,956,000
みらかホールディングス	200	2,860	572,000
生化学工業	400	895	358,000
鳥居薬品	300	1,519	455,700
東和薬品	100	3,370	337,000
第一三共	2,500	1,461	3,652,500
大塚ホールディングス	2,000	2,183	4,366,000
大正製薬HD	300	6,960	2,088,000
大日本塗料	3,000	96	288,000
日本ペイント	1,000	629	629,000
関西ペイント	1,000	776	776,000
D I C	4,000	155	620,000
東洋インキSCホールディン	2,000	311	622,000
T&K TOKA	300	895	268,500
オリエンタルランド	300	8,460	2,538,000
ダスキン	300	1,607	482,100
パーク24	600	1,017	610,200
フジ・メディア・HD	10	118,300	1,183,000
ラウンドワン	700	522	365,400
リゾートトラスト	300	1,232	369,600
オービック	30	15,200	456,000
ヤフー	217	25,070	5,440,190
ビー・エム・エル	200	2,000	400,000
トレンドマイクロ	500	2,548	1,274,000
もしもしホットライン	600	791	474,600
リソー教育	58	5,500	319,000
日本オラクル	400	2,791	1,116,400
アルファシステムズ	200	1,214	242,800
フューチャーアーキテクト	5	32,900	164,500
シーエーシー	300	668	200,400
ソフトバンク・テクノ	200	716	143,200
ユー・エス・エス	110	7,750	852,500
オービックビジネスC	100	3,600	360,000
伊藤忠テクノソリューションズ	200	3,540	708,000
楽天	52	79,800	4,149,600
大塚商会	100	5,760	576,000
富士通ビー・エス・シー	700	725	507,500
電通国際情報S	500	622	311,000
A C C E S S	5	34,900	174,500
東映アニメーション	200	1,825	365,000
ジュピターテレコム	29	81,700	2,369,300
シダックス	1,200	362	434,400
エン・ジャパン	3	94,600	283,800
富士フイルムHLDGS	1,900	1,898	3,606,200
コニカミノルタHLDGS	2,000	638	1,276,000
資 生 堂	1,600	1,393	2,228,800
ライオン	1,000	469	469,000
高砂香料	1,000	374	374,000
ミルボン	200	2,407	481,400
ファンケル	400	1,046	418,400
コーセー	300	1,847	554,100
ドクターシーラボ	2	389,000	778,000
エスティー	300	1,009	302,700
長谷川香料	300	1,214	364,200
小林製薬	200	3,930	786,000

タカラバイオ	1,200	446	535,200
寺岡製作所	1,000	353	353,000
昭和シェル石油	1,600	527	843,200
コスモ石油	3,000	219	657,000
東燃ゼネラル石油	2,000	730	1,460,000
ユシロ化学	200	850	170,000
AOCホールディングス	500	506	253,000
MORESCO	300	907	272,100
出光興産	200	8,060	1,612,000
JXホールディングス	9,300	491	4,566,300
横浜ゴム	2,000	504	1,008,000
東洋ゴム	1,000	206	206,000
ブリヂストン	3,000	1,776	5,328,000
住友ゴム	1,000	962	962,000
アキレス	2,000	117	234,000
ニッタ	200	1,391	278,200
クリエートメディック	300	799	239,700
東海ゴム工業	500	914	457,000
旭硝子	4,000	660	2,640,000
日本板硝子	3,000	136	408,000
有沢製作所	500	332	166,000
日本電気硝子	2,000	690	1,380,000
オハラ	200	848	169,600
住友大阪セメント	2,000	250	500,000
太平洋セメント	4,000	175	700,000
東海カーボン	1,000	418	418,000
東洋炭素	100	3,210	321,000
TOTO	2,000	600	1,200,000
日本碍子	1,000	1,019	1,019,000
日本特殊陶業	1,000	1,034	1,034,000
日本マイクロコーティング	1,400	108	151,200
フジミインコーポレーテッド	200	1,011	202,200
ニチアス	1,000	437	437,000
新日本製鐵	25,000	211	5,275,000
住友金属工業	17,000	151	2,567,000
神戸製鋼所	11,000	132	1,452,000
日新製鋼	4,000	129	516,000
合同製鐵	1,000	210	210,000
JFEホールディングス	2,300	1,524	3,505,200
東京製鐵	700	614	429,800
共英製鋼	300	1,468	440,400
大和工業	300	2,496	748,800
大阪製鐵	200	1,447	289,400
淀川製鋼所	1,000	361	361,000
東洋鋼鈑	1,000	300	300,000
丸一鋼管	300	1,786	535,800
大同特殊鋼	2,000	515	1,030,000
日本冶金工	1,000	139	139,000
山陽特殊製鋼	1,000	458	458,000
愛知製鋼	1,000	416	416,000
日立金属	1,000	923	923,000
大平洋金属	1,000	424	424,000
日本電工	1,000	335	335,000
日本製鋼所	2,000	628	1,256,000
三菱製鋼	1,000	249	249,000

日亜鋼業	1,000	205	205,000
日本軽金属	3,000	113	339,000
大紀アルミニウム	1,000	280	280,000
三井金属	2,000	230	460,000
東邦亜鉛	1,000	334	334,000
三菱マテリアル	5,000	249	1,245,000
住友鋁山	2,000	1,130	2,260,000
DOWAホールディングス	1,000	492	492,000
古河機金	3,000	74	222,000
大阪チタニウム	200	3,460	692,000
東邦チタニウム	200	1,363	272,600
古河スカイ	1,000	231	231,000
古河電工	3,000	215	645,000
住友電工	2,900	971	2,815,900
フジクラ	2,000	265	530,000
日立電線	2,000	186	372,000
リョービ	1,000	309	309,000
東洋製罐	900	1,097	987,300
三和ホールディングス	1,000	286	286,000
住生活グループ	1,200	1,705	2,046,000
ノーリツ	300	1,490	447,000
長府製作所	200	1,983	396,600
リンナイ	200	5,610	1,122,000
ユニプレス	300	2,395	718,500
東京製綱	1,000	183	183,000
サンコール	1,000	365	365,000
エイチワン	400	776	310,400
日本発条	1,000	802	802,000
三浦工業	200	2,224	444,800
オークマ	1,000	614	614,000
東芝機械	1,000	407	407,000
ア マ ダ	1,000	539	539,000
富士機械製造	400	1,588	635,200
牧野フライス	1,000	549	549,000
オーエスジー	400	1,202	480,800
森精機製作所	600	776	465,600
ソディック	600	417	250,200
ディスコ	100	4,130	413,000
日東工器	100	1,888	188,800
豊田自動織機	1,200	2,461	2,953,200
島精機製作所	200	1,447	289,400
エヌ・ピー・シー	200	476	95,200
ナブテスコ	500	1,748	874,000
三井海洋開発	300	1,443	432,900
SMC	300	13,570	4,071,000
ユニオンツール	100	1,368	136,800
サトーホールディングス	100	1,070	107,000
日本エアテック	300	378	113,400
小松製作所	3,700	2,238	8,280,600
住友重機械	2,000	429	858,000
日立建機	800	1,550	1,240,000
井関農機	1,000	199	199,000
ハーモニック・ドライブ・シス	200	1,790	358,000
クボタ	5,000	770	3,850,000
東洋エンジニア	1,000	322	322,000

テセック	200	608	121,600
アイチ コーポレーション	600	336	201,600
小森コーポレーション	400	555	222,000
三精輸送機	1,000	408	408,000
荏原製作所	2,000	280	560,000
西島製作所	200	1,102	220,400
千代田化工建	1,000	878	878,000
ダイキン工業	1,100	2,258	2,483,800
栗田工業	500	2,050	1,025,000
椿本チエイン	1,000	466	466,000
新興プランテック	400	666	266,400
ダイフク	500	454	227,000
タダノ	1,000	523	523,000
シーケーディ	600	586	351,600
平和	400	1,497	598,800
SANKYO	300	3,785	1,135,500
日本金銭機械	300	591	177,300
マースエンジニアリング	100	1,422	142,200
ユニバーサルエンターテインメン	400	1,901	760,400
ダイコク電機	200	910	182,000
ア マ ノ	400	707	282,800
サンデン	1,000	261	261,000
ブラザー工業	1,100	990	1,089,000
グローリー	300	1,762	528,600
セガサミーホールディングス	1,000	1,551	1,551,000
T P R	400	1,099	439,600
放電精密加工研	500	352	176,000
日本精工	2,000	604	1,208,000
N T N	2,000	337	674,000
ジェイテクト	1,400	869	1,216,600
不 二 越	1,000	433	433,000
ミネベア	2,000	379	758,000
T H K	500	1,663	831,500
ユーシン精機	100	1,564	156,400
キッツ	700	348	243,600
日 立	17,000	438	7,446,000
東 芝	16,000	339	5,424,000
三菱電機	8,000	699	5,592,000
富士電機	3,000	211	633,000
安川電機	1,000	721	721,000
シンフォニア テクノロジー	1,000	186	186,000
明 電 舎	2,000	287	574,000
日立工機	500	656	328,000
三桜工業	500	623	311,500
マキタ	500	3,080	1,540,000
東芝テック	2,000	282	564,000
マブチモーター	100	3,525	352,500
日本電産	500	7,680	3,840,000
ダイヘン	1,000	296	296,000
オムロン	900	1,591	1,431,900
不二電機工業	500	910	455,000
エルピーダメモリ	1,000	320	320,000
ジーエス・ユアサ コーポ	2,000	423	846,000
メルコホールディングス	100	2,031	203,100
エスケーエレクトロニクス	5	28,200	141,000

日本電気	10,000	159	1,590,000
富士通	8,000	402	3,216,000
沖電気	4,000	82	328,000
サンケン電気	1,000	341	341,000
ルネサスエレクトロニクス	1,700	581	987,700
セイコーエプソン	700	1,032	722,400
ワコム	3	143,400	430,200
アルバック	300	951	285,300
アクセル	100	1,725	172,500
ナナオ	200	1,778	355,600
日本信号	600	509	305,400
京三製作所	1,000	348	348,000
星和電機	1,000	275	275,000
パナソニック	8,900	664	5,909,600
シャープ	4,000	539	2,156,000
アンリツ	1,000	914	914,000
富士通ゼネラル	1,000	489	489,000
ソニー	3,700	1,575	5,827,500
T D K	500	3,990	1,995,000
ミツミ電機	600	736	441,600
タムラ製作所	1,000	236	236,000
ザインエレクトロニクス	2	53,000	106,000
アルプス電気	1,000	657	657,000
パイオニア	1,400	383	536,200
日本電波工業	200	1,082	216,400
メイコー	200	975	195,000
日本トリム	150	1,905	285,750
クラリオン	2,000	164	328,000
ホシデン	500	608	304,000
ヒロセ電機	100	7,990	799,000
ユニデン	1,000	295	295,000
アルパイン	200	1,028	205,600
スミダコーポレーション	300	551	165,300
新コスモス電機	300	990	297,000
日本電産リード	300	990	297,000
精工技研	400	525	210,000
船井電機	200	1,812	362,400
横河電機	1,200	756	907,200
新電元工業	1,000	383	383,000
山武	300	1,768	530,400
日本光電工業	200	1,968	393,600
日本電子材料	400	394	157,600
堀場製作所	200	2,513	502,600
アドバンテスト	700	1,015	710,500
キーエンス	200	19,370	3,874,000
シスメックス	400	2,736	1,094,400
メガチップス	200	1,442	288,400
キョウデン	2,100	140	294,000
北川工業	300	827	248,100
デンソー	3,300	2,540	8,382,000
コーセル	300	1,124	337,200
スタンレー電気	700	1,289	902,300
ウシオ電機	500	1,126	563,000
ヘリオステクノH	700	148	103,600
富士通フロンテック	700	509	356,300

図 研	400	591	236,400
日本電子	1,000	220	220,000
カ シ オ	1,000	508	508,000
ファナック	900	14,020	12,618,000
日本シイエムケイ	700	362	253,400
フクダ電子	200	2,310	462,000
エンプラス	200	1,639	327,800
ロ ー ム	400	3,860	1,544,000
浜松ホトニクス	300	2,698	809,400
新光電気工業	600	649	389,400
京 セ ラ	700	6,890	4,823,000
太陽誘電	1,000	767	767,000
村田製作所	800	4,585	3,668,000
双葉電子工業	200	1,330	266,000
日東電工	700	3,240	2,268,000
指月電機	1,000	329	329,000
東海理化電機	400	1,406	562,400
ニチコン	400	931	372,400
日本タングステン	1,000	174	174,000
K O A	400	762	304,800
三井造船	3,000	148	444,000
日立造船	3,000	112	336,000
三菱重工業	12,000	365	4,380,000
川崎重工業	7,000	227	1,589,000
I H I	6,000	198	1,188,000
日本車輌	1,000	343	343,000
日産自動車	16,800	787	13,221,600
いすゞ自動車	7,000	433	3,031,000
トヨタ自動車	13,100	3,265	42,771,500
日野自動車	2,000	541	1,082,000
三菱自動車工業	20,000	98	1,960,000
武蔵精密工業	200	1,892	378,400
日産車体	1,000	838	838,000
極東開発工業	700	727	508,900
日信工業	400	1,330	532,000
トピー工業	2,000	225	450,000
曙ブレーキ	900	417	375,300
N O K	700	1,515	1,060,500
カヤバ工業	1,000	438	438,000
シロキ工業	1,000	238	238,000
カルソニックカンセイ	1,000	466	466,000
ケーヒン	300	1,580	474,000
アイシン精機	1,100	2,705	2,975,500
マ ツ ダ	7,000	157	1,099,000
ダイハツ	2,000	1,515	3,030,000
愛知機械	1,000	316	316,000
本田技研	6,700	2,888	19,349,600
スズキ	2,100	1,872	3,931,200
富士重工業	3,000	568	1,704,000
ヤマハ発動機	1,300	1,100	1,430,000
ショーワ	500	587	293,500
小糸製作所	1,000	1,338	1,338,000
エクセディ	200	2,342	468,400
豊田合成	500	1,359	679,500
愛三工業	500	685	342,500

エフ・シー・シー	200	1,822	364,400
シマノ	300	4,500	1,350,000
タカタ	400	1,931	772,400
テイ・エス テック	400	1,545	618,000
ア ト ム	1,600	343	548,800
小 野 建	200	671	134,200
カップクリエイト	150	1,868	280,200
コンドーテック	800	522	417,600
中山福	500	629	314,500
ライトオン	400	568	227,200
ナガイレーベン	200	1,168	233,600
三菱食品	200	2,173	434,600
良品計画	100	3,875	387,500
三城ホールディングス	400	621	248,400
松田産業	300	1,287	386,100
第一興商	500	1,544	772,000
メディパルHD	1,100	966	1,062,600
アドヴァン	300	764	229,200
萩原電気	500	725	362,500
ドウシシャ	200	2,317	463,400
ハウス ローゼ	100	1,295	129,500
コ ジ マ	500	495	247,500
コーナン商事	200	1,215	243,000
黒田電気	300	819	245,700
ネットワンシステムズ	3	196,300	588,900
ワタミ	200	1,761	352,200
ドン・キホーテ	300	2,759	827,700
スリーエフ	900	485	436,500
西松屋チェーン	300	648	194,400
ゼンショーホールディングス	600	1,003	601,800
ジーエフシー	700	869	608,300
サイゼリヤ	300	1,259	377,700
PALTEK	800	370	296,000
アルゴグラフィックス	200	1,075	215,000
魚力	400	909	363,600
ガリバーインターナショナル	90	3,140	282,600
日本エム・ディ・エム	600	259	155,400
ユナイテッドアローズ	300	1,649	494,700
ハイデイ日高	200	1,595	319,000
京都きもの友禅	200	950	190,000
マクニカ	100	1,933	193,300
白銅	100	769	76,900
スギホールディングス	300	2,116	634,800
島津製作所	1,000	656	656,000
スター精密	400	763	305,200
愛知時計	1,000	278	278,000
東京精密	200	1,659	331,800
ニコン	1,600	2,089	3,342,400
トプコン	700	490	343,000
オリンパス	1,000	1,304	1,304,000
大日本スクリーン	1,000	605	605,000
キャノン電子	200	1,991	398,200
タムロン	200	2,281	456,200
HOYA	1,600	1,846	2,953,600
キャノン	4,900	3,530	17,297,000

リ コ ー	3,000	644	1,932,000
日本電産コパル	400	855	342,000
日本電産サンキョー	1,000	535	535,000
シチズンホールディングス	1,300	463	601,900
バンダイナムコHLDGS	800	1,140	912,000
フランスベッドHLDGS	2,000	175	350,000
エイベックス・グループHD	200	963	192,600
東京リスマチック	1,300	420	546,000
トッパン・フォームズ	600	679	407,400
フジシールインターナショナル	200	1,423	284,600
タカラトミー	500	579	289,500
廣済堂	1,000	299	299,000
三光合成	1,000	172	172,000
大建工業	1,000	266	266,000
凸版印刷	2,000	626	1,252,000
大日本印刷	3,000	807	2,421,000
日本写真印刷	300	1,043	312,900
アシックス	900	957	861,300
ツ ツ ミ	100	2,127	212,700
ジェイ エス ピー	300	1,192	357,600
ニ チ ハ	300	891	267,300
エフピコ	100	5,410	541,000
ヤマハ	800	718	574,400
ピジョン	100	2,895	289,500
天馬	200	776	155,200
キングジム	300	617	185,100
リンテック	400	1,583	633,200
任 天 堂	500	11,230	5,615,000
タカラスタナード	1,000	618	618,000
コ ク ヨ	500	564	282,000
ニ フ コ	200	2,027	405,400
岡村製作所	1,000	572	572,000
伊 藤 忠	5,900	896	5,286,400
丸 紅	7,000	541	3,787,000
長瀬産業	500	921	460,500
豊田通商	1,500	1,561	2,341,500
オンワードホールディングス	1,000	668	668,000
三共生興	900	295	265,500
フアミリーマート	300	3,065	919,500
三井物産	6,700	1,341	8,984,700
東京エレクトロン	700	4,195	2,936,500
日立ハイテクノロジーズ	600	1,772	1,063,200
OUGホールディングス	4,000	185	740,000
セイコーHD	1,000	167	167,000
住友商事	4,500	1,170	5,265,000
日本ユニシス	600	541	324,600
三菱商事	6,100	1,833	11,181,300
キヤノンマーケティングJPN	600	963	577,800
阪和興業	1,000	366	366,000
ニプロ	400	644	257,600
岩谷産業	1,000	273	273,000
すてきナイスグループ	1,000	225	225,000
イ ワ キ	1,000	206	206,000
三愛石油	1,000	357	357,000
ユニ・チャーム	800	4,190	3,352,000

キ ン グ	2,200	270	594,000
三栄コーポレーション	1,000	396	396,000
東邦ホールディングス	500	1,310	655,000
サンゲツ	300	2,106	631,800
シナネン	1,000	357	357,000
伊藤忠エネクス	1,000	464	464,000
サンリオ	400	3,645	1,458,000
ナガホリ	2,000	207	414,000
電 響 社	1,000	484	484,000
上原成商事	1,000	350	350,000
アデランス	400	973	389,200
日本瓦斯	300	1,281	384,300
マルエツ	1,000	307	307,000
ロイヤルホールディングス	100	942	94,200
島 忠	200	1,830	366,000
チヨダ	300	1,468	440,400
大塚家具	300	777	233,100
ライフコーポレーション	400	1,401	560,400
AOKIホールディングス	300	1,259	377,700
コメリ	200	2,391	478,200
青山商事	300	1,409	422,700
しまむら	100	8,290	829,000
高 島 屋	2,000	596	1,192,000
松 屋	300	513	153,900
エイチ・ツー・オーリテイリング	1,000	579	579,000
ニッセンHD	800	360	288,000
パ ル コ	600	633	379,800
丸井グループ	1,300	615	799,500
クレディセゾン	800	1,513	1,210,400
イオン	2,900	1,034	2,998,600
ユ ニ ー	900	715	643,500
イ ズ ミ	500	1,390	695,000
フオーバル	1,500	280	420,000
平 和 堂	200	1,030	206,000
フ ジ	200	1,890	378,000
ヤオコー	100	2,574	257,400
ゼビオ	200	1,939	387,800
ケースホールディングス	300	2,809	842,700
新生銀行	13,000	100	1,300,000
あおぞら銀行	7,000	231	1,617,000
三菱UFJフィナンシャルG	51,500	408	21,012,000
りそなホールディングス	9,400	370	3,478,000
三井住友トラストHD	15,000	270	4,050,000
三井住友フィナンシャルG	5,100	2,703	13,785,300
第四銀行	2,000	276	552,000
西日本シティ銀行	3,000	226	678,000
札幌北洋ホール	1,800	279	502,200
千葉銀行	3,000	504	1,512,000
横浜銀行	5,000	381	1,905,000
常陽銀行	2,000	356	712,000
群馬銀行	2,000	434	868,000
武蔵野銀行	200	2,667	533,400
東京都民銀行	400	982	392,800
七十七銀行	2,000	379	758,000
岩手銀行	100	3,730	373,000

みちのく銀行	2,000	163	326,000
ふくおかフィナンシャルG	4,000	339	1,356,000
静岡銀行	2,000	802	1,604,000
十六銀行	2,000	272	544,000
スルガ銀行	1,000	732	732,000
八十二銀行	2,000	452	904,000
山梨中央銀行	1,000	370	370,000
大垣共立銀行	2,000	278	556,000
福井銀行	1,000	251	251,000
北國銀行	1,000	309	309,000
滋賀銀行	1,000	520	520,000
南都銀行	2,000	400	800,000
百五銀行	1,000	351	351,000
京都銀行	1,000	675	675,000
ほくほくフィナンシャルG	6,000	155	930,000
広島銀行	2,000	368	736,000
山陰合同銀行	1,000	602	602,000
中国銀行	1,000	1,063	1,063,000
伊予銀行	2,000	745	1,490,000
百十四銀行	2,000	379	758,000
四国銀行	1,000	304	304,000
阿波銀行	1,000	528	528,000
鹿児島銀行	1,000	539	539,000
大分銀行	1,000	234	234,000
肥後銀行	1,000	464	464,000
十八銀行	1,000	238	238,000
セブン銀行	6,000	177	1,062,000
みずほフィナンシャルG	104,500	129	13,480,500
紀陽ホールディングス	3,000	124	372,000
山口フィナンシャルG	1,000	749	749,000
芙蓉総合リース	200	2,888	577,600
興銀リース	200	1,911	382,200
東京センチュリーリース	500	1,622	811,000
S B I ホールディングス	105	6,900	724,500
日本証券金融	600	442	265,200
ポケットカード	800	296	236,800
名古屋銀行	1,000	280	280,000
愛知銀行	100	4,655	465,500
中京銀行	2,000	216	432,000
東日本銀行	2,000	177	354,000
みなと銀行	3,000	159	477,000
京葉銀行	1,000	381	381,000
関西アーバン銀行	3,000	131	393,000
東和銀行	4,000	93	372,000
リコーリース	200	1,951	390,200
イオン クレジットサービス	600	1,169	701,400
ア コ ム	680	1,573	1,069,640
ジャックス	1,000	261	261,000
日立キャピタル	400	1,185	474,000
オリックス	420	7,790	3,271,800
三菱U F J リース	360	3,575	1,287,000
ジャフコ	200	1,693	338,600
大和証券G本社	8,000	302	2,416,000
野村ホールディングス	12,900	334	4,308,600
岡三証券グループ	1,000	284	284,000

東海東京HD	2,000	281	562,000
光世証券	2,000	74	148,000
いちよし証券	300	442	132,600
松井証券	1,200	453	543,600
NK S Jホールディングス	1,500	1,793	2,689,500
だいこう証券ビジ	900	287	258,300
大阪証券取引所	1	455,000	455,000
マネックスG	24	15,450	370,800
カブドットコム証券	1,200	277	332,400
池田泉州HD	5,900	119	702,100
MS & AD	2,300	1,748	4,020,400
SONY FH	1,700	1,423	2,419,100
スパークス・グループ	36	7,420	267,120
第一生命	38	96,000	3,648,000
東京海上HD	2,900	2,157	6,255,300
T & Dホールディングス	2,600	872	2,267,200
三井不動産	3,000	1,436	4,308,000
三菱地所	5,000	1,371	6,855,000
平和不動産	1,000	199	199,000
東京建物	2,000	306	612,000
ダイビル	500	575	287,500
サンケイビル	600	737	442,200
東急不動産	3,000	362	1,086,000
住友不動産	2,000	1,748	3,496,000
東宝不動産	700	494	345,800
大京	3,000	186	558,000
テーオーシー	700	422	295,400
レオパレス21	1,400	210	294,000
フジ住宅	700	410	287,000
空港施設	900	403	362,700
住友不動産販売	160	3,430	548,800
ゴールドクレスト	260	1,507	391,820
リロ・ホールディング	200	2,119	423,800
東急リバブル	500	692	346,000
飯田産業	600	648	388,800
イオンモール	800	1,821	1,456,800
エヌ・ティ・ティ都市開発	14	62,500	875,000
東武鉄道	4,000	397	1,588,000
相鉄ホールディングス	1,000	254	254,000
東京急行	4,000	386	1,544,000
京浜急行	2,000	705	1,410,000
小田急電鉄	3,000	760	2,280,000
京王電鉄	3,000	573	1,719,000
京成電鉄	2,000	584	1,168,000
富士急行	1,000	488	488,000
東日本旅客鉄道	1,500	5,060	7,590,000
西日本旅客鉄道	700	3,255	2,278,500
東海旅客鉄道	8	658,000	5,264,000
西日本鉄道	1,000	385	385,000
近畿日本鉄道	5,000	301	1,505,000
阪急阪神HLDGS	5,000	357	1,785,000
南海電鉄	1,000	360	360,000
京阪電鉄	2,000	402	804,000
名古屋鉄道	3,000	222	666,000
ヒューテックノオリン	600	788	472,800

日本通運	3,000	318	954,000
ヤマトホールディングス	1,700	1,269	2,157,300
山 九	1,000	307	307,000
日石輸送	1,000	200	200,000
福山通運	1,000	440	440,000
セイノーホールディングス	1,000	588	588,000
神奈川中央交通	1,000	428	428,000
日立物流	500	1,310	655,000
日本郵船	5,000	245	1,225,000
商船三井	4,000	363	1,452,000
川崎汽船	3,000	184	552,000
N S ユナイテッド海運	2,000	146	292,000
飯野海運	700	401	280,700
第一中央汽船	2,000	137	274,000
全日本空輸	10,000	245	2,450,000
パスコ	1,000	296	296,000
三菱倉庫	1,000	895	895,000
住友倉庫	1,000	381	381,000
伊勢湾海運	1,000	479	479,000
上 組	1,000	689	689,000
郵船ロジスティクス	300	1,121	336,300
近鉄エクスプレス	200	2,412	482,400
東京放送HD	700	1,100	770,000
日本テレビ放送網	90	12,040	1,083,600
朝日放送	800	428	342,400
テレビ朝日	5	134,700	673,500
スカパーJ S A T H D	16	38,200	611,200
イー・アクセス	17	19,340	328,780
N E C モバイリング	100	2,696	269,600
日本電信電話	3,400	3,810	12,954,000
K D D I	17	496,000	8,432,000
光通信	300	2,045	613,500
沖縄セルラー電話	5	171,600	858,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	164	136,900	22,451,600
ゼンリン	300	803	240,900
昭文社	500	618	309,000
角川グループH L D G S	200	2,447	489,400
中部電力	3,000	1,523	4,569,000
関西電力	3,700	1,396	5,165,200
中国電力	1,600	1,517	2,427,200
北陸電力	1,000	1,605	1,605,000
東北電力	2,100	927	1,946,700
四国電力	1,000	2,305	2,305,000
九州電力	2,000	1,212	2,424,000
北海道電力	1,000	1,216	1,216,000
沖縄電力	100	3,420	342,000
電源開発	700	2,136	1,495,200
東京瓦斯	10,000	368	3,680,000
大阪瓦斯	8,000	314	2,512,000
東邦瓦斯	3,000	495	1,485,000
西部瓦斯	2,000	220	440,000
静岡瓦斯	500	529	264,500
松 竹	1,000	804	804,000
東 宝	700	1,387	970,900
エイチ・アイ・エス	200	2,220	444,000

東 映	1,000	390	390,000
N T Tデータ	10	262,600	2,626,000
共立メンテナンス	200	1,612	322,400
セゾン情報システムズ	300	1,028	308,400
ナ ガ ワ	400	1,188	475,200
東京都競馬	1,000	119	119,000
東京ドーム	1,000	215	215,000
D T S	300	997	299,100
スクウェア・エニックス・HD	500	1,578	789,000
カプコン	300	1,714	514,200
日本空港ビルデング	500	1,103	551,500
トランス・コスモス	300	1,038	311,400
S C S K	500	1,224	612,000
藤田観光	1,000	258	258,000
セコム	900	3,650	3,285,000
アイネス	400	594	237,600
メイテック	200	1,724	344,800
アサツー ディ・ケイ	200	2,184	436,800
富士ソフト	200	1,520	304,000
船井総合研究所	400	539	215,600
N S D	300	671	201,300
コナミ	600	2,171	1,302,600
ベネッセホールディングス	300	3,635	1,090,500
イオンディライト	300	1,598	479,400
ニチイ学館	500	967	483,500
ダイセキ	300	1,418	425,400
ステップ	1,000	502	502,000
トラスコ中山	300	1,654	496,200
ヤマダ電機	380	5,370	2,040,600
オートバックスセブン	100	3,765	376,500
ニトリホールディングス	200	7,010	1,402,000
パーカーコーポレーション	2,000	173	346,000
吉野家ホールディングス	1	110,900	110,900
加藤産業	300	1,543	462,900
イノテック	500	530	265,000
松屋フーズ	100	1,642	164,200
日 伝	100	2,226	222,600
日本電計	500	648	324,000
ミロク情報サービス	1,500	263	394,500
因幡電機産業	100	2,335	233,500
王将フードサービス	200	1,924	384,800
住金物産	2,000	220	440,000
ココスジャパン	300	1,572	471,600
プレナス	100	1,338	133,800
バ ロ ー	600	1,229	737,400
ミスミグループ本社	400	1,944	777,600
藤 久	300	1,238	371,400
マ ル コ	1,800	179	322,200
ファーストリテイリング	400	16,120	6,448,000
ソフトバンク	4,100	2,388	9,790,800
蔵王産業	600	680	408,000
スズケン	400	2,389	955,600
サンドラッグ	300	2,243	672,900
東京デリカ	1,000	612	612,000
ベルーナ	450	609	274,050

合計	1,468,400	1,094,642,715
----	-----------	---------------

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年2月29日

I 資産総額	1,254,467,269円
II 負債総額	13,158,234円
III 純資産総額（I－II）	1,241,309,035円
IV 発行済数量	2,075,000,000口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.5982円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成24年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	2	2,274
追加型株式投資信託	397	7,094,896
株式投資信託 合計	399	7,097,170
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,533,945
公社債投資信託 合計	17	2,533,945
総合計	416	9,631,115

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第53期事業年度に係る中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,783,803	1,820,358
有価証券	26,970,072	18,987,155
前払金	136	579
前払費用	77,248	24,840
未収入金	3,858	6,925
未収委託者報酬	7,030,430	6,933,076
未収収益	90,787	41,963
貯蔵品	30,324	23,337
繰延税金資産	566,334	286,080
その他	256,955	501,484
流動資産計	39,809,953	28,625,803
固定資産		
有形固定資産	※1 1,186,818	※1 967,190
建物（純額）	318,162	332,407

器具備品（純額）	757,333	634,782
建設仮勘定	111,322	—
無形固定資産	1,751,209	2,414,530
ソフトウェア	1,558,342	1,364,617
ソフトウェア仮勘定	179,630	1,037,069
電話加入権	11,850	11,850
商標権	660	396
その他	725	596
投資その他の資産	10,657,920	18,825,476
投資有価証券	10,018,677	12,339,547
関係会社株式	737,012	5,141,069
出資金	178,806	142,215
従業員に対する長期貸付金	104,419	99,889
差入保証金	617,615	609,781
長期前払費用	8,402	7,607
投資不動産（純額）	※1 489,861	※1 490,114
貸倒引当金	※3 △1,496,873	△4,750
固定資産計	13,595,948	22,207,196
資産合計	53,405,901	50,833,000

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	46,289	46,454
未払金	7,304,929	6,501,119
未払収益分配金	31,110	27,599
未払償還金	261,645	119,838
未払手数料	3,847,895	3,725,807
その他未払金	※2 3,164,277	※2 2,627,872
未払費用	2,212,051	2,395,029
未払法人税等	692,446	895,379
未払消費税等	104,897	383,973
賞与引当金	838,400	263,000
その他	168,621	—
流動負債計	11,367,635	10,484,955
固定負債		
退職給付引当金	1,179,482	1,410,635
役員退職慰労引当金	39,300	59,160
繰延税金負債	1,963,856	1,977,913
固定負債計	3,182,638	3,447,708
負債合計	14,550,274	13,932,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		

資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	—
繰越利益剰余金	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計	12,259,401	10,248,473
株主資本合計	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△18,061	△104,040
繰延ヘッジ損益	△55,712	85,902
評価・換算差額等合計	△73,774	△18,137
純資産合計	38,855,627	36,900,336
負債・純資産合計	53,405,901	50,833,000

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,362,142	72,303,483
その他営業収益	432,889	345,390
営業収益計	63,795,032	72,648,873
営業費用		
支払手数料	37,293,022	41,437,322
広告宣伝費	917,652	967,991
公告費	257	1,256
受益証券発行費	131	3
調査費	4,336,342	6,192,360
調査費	771,298	831,159
委託調査費	3,565,043	5,361,200
委託計算費	601,778	718,414
営業雑経費	1,793,369	1,806,147
通信費	284,273	287,454
印刷費	837,408	674,758
協会費	45,168	47,465
諸会費	11,118	10,778
その他営業雑経費	615,400	785,691
営業費用計	44,942,552	51,123,496
一般管理費		
給料	4,847,709	4,192,794
役員報酬	217,200	157,200
給料・手当	3,478,553	3,545,655
賞与	313,555	226,939
賞与引当金繰入額	838,400	263,000
福利厚生費	680,311	619,459
交際費	80,019	68,476
寄付金	—	638
旅費交通費	178,718	266,082
租税公課	166,974	169,305
不動産賃借料	731,728	680,147
退職給付費用	303,972	334,864
役員退職慰労引当金繰入額	37,500	28,500
固定資産減価償却費	941,172	897,352
諸経費	990,534	1,170,318
一般管理費計	8,958,640	8,427,939
営業利益	9,893,838	13,097,437

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業外収益		
受取配当金	61,884	※1 573,514
有価証券利息	87,447	23,029
受取利息	3,425	2,673
時効成立分配金・償還金	40,507	149,120
投資有価証券売却益	213,196	38,591
有価証券償還益	33,090	—
その他	82,595	45,094
営業外収益計	522,147	832,022
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	101,945	98,613
貯蔵品廃棄損	44,214	25,533
投資有価証券売却損	263,840	7,515
為替差損	7,870	—
投資不動産管理費用	—	20,028
その他	68,406	36,603
営業外費用計	486,276	188,294
経常利益	9,929,709	13,741,165
特別利益		
貸倒引当金戻入額	159,959	614,232
特別利益計	159,959	614,232
特別損失		
固定資産除却損	※2 16,233	※2 1,067
ゴルフ会員権評価損	—	21,290
減損損失	※3 76,450	※3 35,468
その他	—	768
特別損失計	92,683	58,595
税引前当期純利益	9,996,985	14,296,802
法人税、住民税及び事業税	4,592,433	4,834,931
法人税等調整額	△516,225	256,140
法人税等合計	4,076,208	5,091,072
当期純利益	5,920,777	9,205,730

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△2,800,000
当期変動額合計	—	△2,800,000
当期末残高	2,800,000	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,659,553	9,085,103
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	2,800,000
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	789,072
当期末残高	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計		
前期末残高	12,833,851	12,259,401
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657

当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	△2,010,927
当期末残高	12,259,401	10,248,473

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	38,929,401
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	△2,010,927
当期末残高	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△618,549	△18,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	600,487	△85,978
当期変動額合計	600,487	△85,978
当期末残高	△18,061	△104,040
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	△55,712
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△55,712	141,615
当期変動額合計	△55,712	141,615
当期末残高	△55,712	85,902
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△618,549	△73,774
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	544,775	55,636
当期末残高	△73,774	△18,137
純資産合計		
前期末残高	38,885,301	38,855,627
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	△29,674	△1,955,290
当期末残高	38,855,627	36,900,336

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 6～47年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間（5年）に基づいておりま す。	(1) 有形固定資産及び投資不動産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 引当金の計上基準	(3) 長期前払費用 定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容 評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。	(3) 長期前払費用 同左 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率法 により、貸倒懸念債権及び破産更 生債権等については財務内容評価 法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、支給見込額を計上して おります。

5. ヘッジ会計の方法 6. リース取引の処理方法 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左 ----- (1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左
---	--	---

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---	---

-----	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
-------	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
-----	（損益計算書） 1. 「有価証券償還益」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の、営業外収益の「その他」に含まれている「有価証券償還益」の金額は、3,185千円であります。 2. 「投資不動産管理費用」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、営業外費用の「投資不動産管理費用」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれている「投資不動産管理費用」の金額は、17,078千円であります。 3. 「為替差損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の、営業外費用の「その他」に含まれている「為替差損」の金額は、8,906千円であります。

追加情報

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
（投資有価証券売却損益の計上区分の変更） 従来、投資有価証券売却損益は、特別利益又は特別損失の区分において処理しておりましたが、投資有価証券の保有方針等を勘案し、今後、経常的に発生すると見込まれるものについては、実態をより適切に表示するため、当事業年度より営業外収益又は営業外費用の区分において処理しております。 この結果、従来の方法と同一の方法によった場合と比べ、経常利益は50,644千円少なく計上されておりますが、税引前当期純利益に与える影響はありません。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3月31日現在)
※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 815,365千円 器具備品 1,938,369千円 投資建物 688,305千円 投資器具備品 27,339千円 ※ 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,002,391千円 ※ 3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務598,500千円に対して保証を行っております。	※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 854,118千円 器具備品 2,129,756千円 投資建物 700,991千円 投資器具備品 28,141千円 ※ 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 2,591,913千円 ----- 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
----- ※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,439千円 ソフトウェア 14,793千円	※ 1 関係会社項目 関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 受取配当金 460,584千円 ※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,067千円

※ 3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,450千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,750千円及び土地68,700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

※ 3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,216百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,300円
- ④ 基準日 平成22年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成22年6月28日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 9,182百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 3,520円
- ④ 基準日 平成23年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成23年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。 (2)未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額	-----

支払リース料	985千円
減価償却費相当額	985千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式、債券であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。債券は外貨建資産担保債券を保有しており、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建資産担保債券について為替予約を利用してヘッジしております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保

有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,783,803	4,783,803	—
(2) 未収委託者報酬	7,030,430	7,030,430	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,012,542	34,012,542	—
資産計	45,826,776	45,826,776	—
(1) 未払手数料	3,847,895	3,847,895	—
(2) その他未払金	3,164,277	3,164,277	—
(3) 未払費用（*1）	1,696,832	1,696,832	—
負債計	8,709,004	8,709,004	—
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,985)	(7,985)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(159,516)	(159,516)	—
デリバティブ取引計	(167,501)	(167,501)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
外貨建資産担保債券(*1)	311,905
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	737,012
(3) 長期差入保証金	617,615

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(*1) 外貨建資産担保債券に対する貸倒引当金を控除しております。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,783,803	-	-	-
未収委託者報酬	7,030,430	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの	-	746,330	1,547,596	-
合計	11,814,233	746,330	1,547,596	-

外貨建資産担保債券311,905千円は清算事象が生じており、償還予定額を見込めないため上記表には含めておりません。

（追加情報）

当事業年度より、平成20年3月31日公表の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（iii）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	—
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	30,154,565	30,154,565	—
資産計	38,908,001	38,908,001	—
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	—
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	—
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	—
負債計	8,305,391	8,305,391	—
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069
(3) 長期差入保証金	609,781

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 737,012千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	76,077	55,101	20,975
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	4,728,727	4,379,317	349,410
小計	4,804,805	4,434,419	370,385
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	29,207,737	29,608,576	△400,839
小計	29,207,737	29,608,576	△400,839
合計	34,012,542	34,042,996	△30,453

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）、外貨建資産担保債券（貸借対照表計上額（貸倒引当金控除前） 1,804,069千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	13,871,201	213,196	263,840
合計	13,871,201	213,196	263,840

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1)株式	54,283	55,101	△818
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	△612,906
小計	25,332,266	25,945,990	△613,724

合計	30,154,565	30,329,983	△175,417
----	------------	------------	----------

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	280,388	—	△7,985	△7,985
合計		280,388	—	△7,985	△7,985

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,303,784	—	△159,516	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,303,784	—	△159,516	

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

(単位：千円)

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	—	183,430	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,435,030	—	183,430	

(退職給付関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,179,482千円 退職給付引当金 1,179,482千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 175,249千円 その他 128,723千円 退職給付費用 303,972千円 なお、「その他」の128,723千円は、確定拠出年金への掛金支払額であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,410,635千円 退職給付引当金 1,410,635千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 191,300千円 その他 143,564千円 退職給付費用 334,864千円 なお、「その他」の143,564千円は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 915,392 貸倒引当金 609,077 退職給付引当金 479,931 賞与引当金 302,163 株式譲渡損繰延 287,965 投資有価証券評価損 225,062 外貨建有価証券換算差額 176,654 未払事業税 163,956 出資金評価損 126,163 その他有価証券評価差額金 65,652 未払社会保険料 44,836	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 928,499 退職給付引当金 573,987 連結法人間取引（譲渡損） 294,850 投資有価証券評価損 216,468 未払事業税 212,062 出資金評価損 128,238 その他有価証券評価差額金 125,395 賞与引当金 107,014 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 24,072 未払社会保険料 11,722

繰延ヘッジ損益	38,221	その他	28,763
器具備品	38,093	繰延税金資産小計	2,689,169
役員退職慰労引当金	15,991	評価性引当額	△ 1,547,609
その他	27,316	繰延税金資産合計	1,141,560
繰延税金資産小計	3,516,480	繰延税金負債	
評価性引当額	△ 2,139,543	連結法人間取引（譲渡益）	△ 2,772,301
繰延税金資産合計	1,376,937	繰延ヘッジ損益	△ 58,934
繰延税金負債		その他	△ 2,156
株式譲渡益繰延	△ 2,772,301	繰延税金負債合計	△ 2,833,392
その他	△ 2,156	繰延税金負債の純額	△ 1,691,832
繰延税金負債合計	△ 2,774,458		
繰延税金負債の純額	△ 1,397,521		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率（調整）	40.69%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.25
		住民税均等割	0.02
		評価性引当額	△ 4.14
		その他	0.07
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	598,500	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	22,043,473	未払手数料	2,870,857
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	676,687	未払手数料	64,597
							為替予約	3,946,508	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、証券投資信託の代行手数料の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として、代行手数料を支払っております。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

3. 大和証券エスエムビーシー(株)は、平成22年1月1日付で、大和証券キャピタル・マーケット(株)に商号変更しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	—	—
子会社	Daiwa Asset Management (India)Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有)直接91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券 キャピタル・ マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	—	—
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 14,895.63円 1株当たり当期純利益 2,269.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期純利益（千円）	5,920,777	9,205,730
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

（追加情報）

前事業年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

当社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、総称して「大和証券グループ」）は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited（以下、「SAMI」）及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited（以下、「STC」）の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited（以下、「DAMI」）及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited（以下、「DTC」）として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年 1 月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

（単位：千円）

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額（注） 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

（注）取得付随費用を算入した後の金額になります。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		5,608,473
有価証券		9,013,133
未収委託者報酬		6,773,690
貯蔵品		12,758
繰延税金資産		197,087
その他		472,852
流動資産計		22,077,996
固定資産		
有形固定資産	※ 1	870,049
無形固定資産		
ソフトウェア		2,237,473
その他		321,718
無形固定資産合計		2,559,192
投資その他の資産		
投資有価証券		17,664,932
その他	※ 1	1,296,211
貸倒引当金		△4,750
投資その他の資産合計		18,956,394
固定資産計		22,385,635
資産合計		44,463,632

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		5,629,444
未払費用		2,988,680
未払法人税等		981,739
賞与引当金		277,000
その他	※ 3	306,598
流動負債計		10,183,463
固定負債		
繰延税金負債		1,436,117
退職給付引当金		1,566,148
役員退職慰労引当金		66,370
固定負債計		3,068,636
負債合計		13,252,099

純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,745,092
利益剰余金合計	5,119,390
株主資本合計	31,789,390
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△817,480
繰延ヘッジ損益	239,622
評価・換算差額等合計	△577,857
純資産合計	31,211,532
負債・純資産合計	44,463,632

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	37,977,881
その他営業収益	178,035
営業収益計	38,155,917
営業費用	
支払手数料	21,394,608
その他営業費用	5,556,258
営業費用計	26,950,866
一般管理費	※ 1 4,367,716
営業利益	6,837,334
営業外収益	※ 2 165,615
営業外費用	※ 1, ※ 3 123,075
経常利益	6,879,874
特別損失	4,756
税引前中間純利益	6,875,117
法人税、住民税及び事業税	2,890,995
法人税等調整額	△68,802
中間純利益	4,052,924

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	9,874,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	△5,129,083
当中間期末残高	4,745,092

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
利益剰余金合計	
当期首残高	10,248,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	△5,129,083
当中間期末残高	5,119,390

株主資本合計	
当期首残高	36,918,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	△5,129,083
当中間期末残高	31,789,390
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△104,040
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△713,440
当中間期変動額合計	△713,440
当中間期末残高	△817,480
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	85,902
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	153,719
当中間期変動額合計	153,719
当中間期末残高	239,622
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△18,137
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△559,720
当中間期変動額合計	△559,720
当中間期末残高	△577,857
純資産合計	
当期首残高	36,900,336
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△559,720
当中間期変動額合計	△5,688,804
当中間期末残高	31,211,532

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
--	---

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法により計上しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				

4. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
※ 1.	減価償却累計額
	有形固定資産
	3,036,275千円
	投資その他の資産
	727,880千円
2.	債務保証
	子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,240,890千円に対して保証を行っております。
※ 3.	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 減価償却実施額

有形固定資産	131,539千円
無形固定資産	363,595千円
投資その他の資産	7,309千円
※ 2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	46,562千円
投資有価証券売却益	44,885千円
時効成立分配金・償還金	33,386千円
法人税還付加算金	20,450千円
※ 3. 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	67,771千円
為替差損	13,127千円
貯蔵品廃棄損	13,042千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられてい

るためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払金は主に投資信託の販売に係る手数料及び連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「4. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建投資有価証券の一部について為替予約を利用してヘッジしております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（iii）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
--	----------------	----	----

(1) 現金・預金	5,608,473	5,608,473	—
(2) 未収委託者報酬	6,773,690	6,773,690	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	20,364,859	20,364,859	—
資産計	32,747,023	32,747,023	—
(1) 未払金	5,629,444	5,629,444	—
(2) 未払費用（*1）	2,636,853	2,636,853	—
負債計	8,266,298	8,266,298	—
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,773)	(1,773)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(30,798)	(30,798)	—
デリバティブ取引計	(32,572)	(32,572)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（1）未払金、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,172,137
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	540,246

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握する

ことが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,608,473	-	-	-
未収委託者報酬	6,773,690	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,496,072	6,195,633	-
合計	12,382,163	1,496,072	6,195,633	-

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,556,521	3,405,918	150,602
小計	3,556,521	3,405,918	150,602
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1)株式	42,785	55,101	△12,316
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	16,765,553	18,282,157	△1,516,604
小計	16,808,338	18,337,259	△1,528,920
合計	20,364,859	21,743,177	△1,378,317

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、

次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	971,384	—	△1,773	△1,773
合計		971,384	—	△1,773	△1,773

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	1,946,277	—	△30,798	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			1,946,277	—	△30,798	

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,965.20円
1株当たり中間純利益金額	1,553.72円
（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益(千円)	4,052,924
普通株式に係る中間純利益(千円)	4,052,924
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称 三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 (平成24年4月 1日現在)	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	(注)

(注) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成23年5月6日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第11期）・同添付書類
平成23年11月8日	半期報告書（第12期中）、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類

独立監査人の監査報告書

平成24年3月23日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 茂 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I R日本株総合インデックス・ファンドの平成23年2月16日から平成24年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I R日本株総合インデックス・ファンドの平成24年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 淳 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津 広 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じた追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I R日本株総合インデックス・ファンドの平成22年2月16日から平成23年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I R日本株総合インデックス・ファンドの平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。